

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について……………	1
II	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部改正について……………	3
III	水源環境保全・再生施策について……………	5
IV	2027年国際園芸博覧会 神奈川県出展基本構想の策定について……………	8
V	かながわ水産業活性化指針の改定について……………	10

I 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直しの結果

改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。

条例名	見直し結果
神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。

2 見直し結果に基づく措置の予定

今後、運用の改善等の検討を行い、運用の改善等を行うこととした場合には、遅滞なく必要な措置を講ずる。

(参考) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例			
条 例 番 号	平成19年神奈川県条例第61号	法 規 集	第9編第2章第5節	
所 管 室 課	環境農政局農水産部農地課			
条 例 の 概 要	里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定め、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とするものである。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	里地里山の多面的機能の発揮や次世代への継承のための取り組みは、多くの地域で継続して行われる必要があるが、活動地域は横ばいで、また自発的に行われる状況にまでは至っていない。県としては引き続き普及啓発に取り組む必要がある。また条例の目的達成のためには、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していくことが重要であり、取り組みをより一層促進するため本条例は必要である。		
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例に指針の策定が定められ、条例に基づく指針を策定し、関連施策を展開するとともに、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られており、有効な効果を発揮している。 ただし、指針の中身については、現状に合わせ検証し、見直しを検討する必要がある。		
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県・土地所有者等・県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定手続きが示され、選定及び認定が進んでおり、効率的に機能している。		
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「新かながわグランドデザイン実施計画」の「7 農林水産～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～」に里地里山の保全活動等の促進が位置付けられており、県政の基本方針に適合している。		
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例で定める規約は、土地所有者等や県民の責務を定めた努力規程や里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定についての規程があり、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なもので、憲法や法令に抵触するものではない。		
その他				
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の施行上の課題はなく、現時点では改正・廃止の必要はない。</p>		

II 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部改正について

県では、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）に基づく事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）の見直しを予定しており、基本的な考え方について、令和6年2月の当常任委員会に報告した。

このたび、令和6年3月の神奈川県環境審議会からの答申を踏まえて、計画書制度の見直し等による条例改正素案をとりまとめたので、その概要について報告する。

1 計画書制度の概要

区分	内容
目的	県内で一定規模以上の事業活動を行う事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を県が公表することで、事業者による自主的な取組の促進を図る ※特定大規模事業者以外の事業者の任意提出も可能
根拠規定	条例第10条～第17条
開始年度	平成22年度
特定大規模事業者の要件	・ 県内の工場等における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500k1/年以上の事業者 ・ 使用の本拠地が県内として登録された自動車を100台以上使用する事業者 など
対象地域	横浜市及び川崎市を除く県域 ※横浜市及び川崎市は、独自条例で県と同等の制度を運用

2 改正の背景

- 県内の温室効果ガス排出量のうち、産業部門と業務部門からの排出が約半分を占めており、脱炭素社会の実現のためには、事業活動における排出削減対策を更に促進する必要がある。
- こうした状況に対応するため、計画書制度の見直しを行うこととし、令和5年8月に神奈川県環境審議会に諮問を行ったところ、令和6年3月に同審議会から、条例を見直し評価制度の導入等を行うことが適当であるとの答申がなされた。

3 条例の改正素案

(1) 評価制度の導入

- 各事業者の主体的な取組を後押しするため、県が事業者の取組実績等を評価し、評価結果を公表して「見える化」する仕組み（以下「評価制度」という。）を導入する旨の規定を設ける。

(2) 様式の統廃合、簡素化等

- 評価制度導入による事業者の事務負担増を避けるため、「排出状況報告書」と「結果報告書」の規定を廃止し、内容を整理統合の上、「実績報告書」の規定を設ける。
- 計画書等の提出が義務付けられていない事業者（以下「中小規模事業者」という。）による任意提出を促すため、中小規模事業者向けに簡素化した計画書の規定を設ける。

(3) その他所要の見直し

ア 工場等への立入権限の明示

- 計画書制度の対象事業者の工場等への現地調査について、県職員
の立入権限に関する規定を設ける。

イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項の見直し

- 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会において計画書制度の進捗
管理等を行うため、所掌事項の規定を改める。
- これに伴い、附属機関の設置に関する条例の規定を改める。

ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業者の登録制度の廃止

- 多くの脱炭素関連事業が生まれている現状を踏まえ、登録制度
(条例第49条～第52条)の規定を廃止する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月 県議会へ条例改正議案を提出

令和7年4月 改正条例の施行

Ⅲ 水源環境保全・再生施策について

県では、県民の良質な水の安定的確保のため、かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「大綱」という。）を定め、平成19年度から20年間の計画期間とした水源環境保全・再生の取組を進めている。

大綱期間終了まで残り3年となった今年3月、県による大綱期間終了後の取組の検討に先立ち、「水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下、「県民会議」という。）」から、これまでの取組の総合的な評価（※1）と大綱期間終了後の取組に関する意見（※2）が県に提出されたことから、その内容について報告する。

※1 「かながわ水源環境保全・再生施策最終評価報告書（暫定版）」

※2 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱期間終了後の取組に関する意見書」

1 最終評価報告書（暫定版）の内容

- (1) 評価期間 平成19年度から令和3年度までの15年間
- (2) 事業費 588億9千余万円（計画比100.4%）
- (3) 事業量 概ね計画通りに進捗
- (4) 施策の評価概要

ア 森林関係事業の評価

- 人工林や高標高域の自然林において土壌が保全される水準に到達
- 下層植生の回復により土壌流出の減少傾向及び生態系の健全化の傾向を確認

イ 水関係事業の評価

- 河川では、生態系の健全化の傾向を確認
- 地下水においては、水位の維持及び汚染状況の改善傾向を確認
- ダム湖では、全窒素濃度が減少傾向

ウ 環境の経済評価

- 評価方法：CVM（仮想的市場評価法）
- 評価結果：年間272億円

評価額 (A)	費用 (B)	費用対効果 (A/B)
年間272億円	年間約40億円 (特別対策事業のみ)	約6.8
	年間約175億円 (一般財源等で実施する 事業も全て含む)	約1.6

(5) 施策全体の評価

- 森林関係としては、水源かん養機能等の公益的機能が向上
 - ・ 水源かん養機能や土壌保全機能の向上
 - ・ 森林の生態系の健全化
- 水関係としては、水道原水として水質が改善傾向にあり、水の安定的確保も実現
 - ・ 生活排水処理率が大きく改善
 - ・ ダム湖におけるアオコの異常発生抑制
 - ・ 取水堰における水質が改善傾向
 - ・ 取水制限が行われていない
- これらのことから、水源保全地域における水循環機能の保全・再生が図られている過程にあり、大綱を策定した当時における危機的状況から回復

2 意見書の内容

(1) 現行の施策の評価

- 大綱策定時に危機的状況とされた水源地域の自然環境は大きく改善
- 世界的にも導入が進みつつある生態系サービスへの支払い (PES) を神奈川独自の形で実現
- ネイチャーポジティブの理念に合致した取組の実現として評価

(2) 課題

ア 施策評価を踏まえた課題

- 森林整備、シカ管理、土壌保全対策など、水源施策の効果を維持するために必要となる取組を継続していくことが必要

イ 環境と社会の変化を踏まえた課題

- 施策開始当時には想定し得なかった気象災害リスクの深刻化への対応が必要

- 生物多様性の保全、脱炭素社会の実現、循環型社会づくりなど、社会動向にも注視が必要

(3) 大綱期間終了後に向けた提言

ア 施策効果の維持

- 回復した水源環境を将来にわたり維持するため、必要となる施策について、継続的な取組が必要

イ 環境と社会の変化への対応

- 気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、土壌保全を基本とする森林管理の実施
- 森林の資源循環を図ることで、脱炭素社会の実現や花粉発生源対策にも貢献できることから、公益的機能を維持しつつ、森林管理を総合的に推進
- 森林や河川からの恩恵を将来にわたり享受できるよう、生態系サービスの基盤である生物多様性を保全

ウ 施策の実施主体として県が果たすべき役割

- 本施策の先進的な取組（自然を活用した解決策（NbS）、順応的管理、県民の意志を基盤とした施策の推進）の継続及び「かながわモデル」として県内外への発信に期待
- 県民会議の意義を客観的に評価し、県民主体で取り組める仕組みの制度設計と順応的管理の推進に期待
- 県がリーダーシップを取り、施策を実施していくとともに、様々な主体が協働して取組を展開していけるよう、広域的視点で調整機能を果たすことが必要

3 今後の対応について

県民会議からの意見を踏まえ、県民及び市町村の意見を確認した上で、令和6年中に今後必要となる施策及び事業規模を報告予定

《参考資料1》

かながわ水源環境保全・再生施策最終評価報告書（暫定版）

《参考資料2》

かながわ水源環境保全・再生施策大綱期間終了後の取組に関する意見書

IV 2027年国際園芸博覧会 神奈川県出展基本構想の策定について

令和9年に本県で開催される2027年国際園芸博覧会“GREEN×EXPO 2027”は、国、自治体、企業等による花・緑出展が中核事業の一つとなっており、現在、2027年国際園芸博覧会協会により出展公募が行われているところである。

県は、開催地自治体として、庭園を出展するとともにステージを活用した出展を検討しており、出展の理念やテーマ、展示の内容等の基本的な方針を示す「神奈川県出展基本構想」（以下、「構想」という。）を策定する。

1 策定の目的

2027年国際園芸博覧会において、県の施策を効果的に発信するため、出展の内容や運営方法等について検討、整理するとともに、出展の規模や全体像、施設配置など、今後、具体的な設計等を進めるための基本的な方針を示す。

2 構想の内容（案）

- (1) 背景
- (2) 出展の意義、理念及びテーマ
- (3) 空間構成と施設配置の基本方針
- (4) 展示に係る基本方針
- (5) 管理運営に係る基本方針
- (6) 行催事に係る基本方針
- (7) 広報及び参画に係る基本方針
- (8) 今後のスケジュール

3 花・緑出展の方向性（案）

テーマ	いのち輝く “Vibrant INOCHI”	
場 所	屋外展示 (庭園)	屋内展示 (生花、成果発表等)
規 模	約5,000㎡ (屋内展示の建物 約500㎡を含む)	
方向性	テーマにそって、 <u>県の施策を発信</u> (例) 共生社会の実現、持続可能な社会、ME-BYO 等	
その他	GREEN×EXPO 2027は、自治体や企業、団体、NPO、個人など、多様な主体が連携して作り上げる万博を目指していることから、構想においても次の要素を入れ込む。 ▶ 多様な主体による機運醸成の取組を出展につなげる ▶ 多くの県民を県出展ボランティアとして受入れる	

4 策定スケジュール

令和6年6月	構想の策定を委託
6～9月	構想の内容を検討
9月	第3回定例会環境農政常任委員会に構想（案）を報告
10月	構想策定

V かながわ水産業活性化指針の改定について

本県における水産振興施策の方向性を示す「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）について、現行の指針を平成28年度から令和7年度までの10年間の計画として平成28年3月に策定した。

しかし、近年、気候変動に伴う海洋環境の変化や全国的に進められている「海業」（※1）による漁村の活性化、ブルーカーボン（※2）による脱炭素の取組の推進などに速やかに対応するため、現行の指針を1年前倒して改定することとしたので報告する。

※1 漁業を核に商業、観光、教育等の分野を結び付けた複合的産業のこと。

※2 海洋生態系に取り込まれた二酸化炭素のこと。

1 改定の必要性

水産業を取り巻く環境の変化を受け、目標の達成に向けた新たな取組が求められていることから指針を見直し、魅力ある水産業の実現を目指す。

2 本県水産業を取り巻く環境の変化

- 気候変動に伴う海洋環境の変化等による魚の分布海域の変化や磯焼けの拡大により、漁獲量が減少している。
- 全国的に「海業」の取組による漁村の活性化の動きが加速している。
- 二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボンへの期待が高まっている。

3 改定の基本的な考え方

(1) 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

(2) 変化に対応した方向性

魅力ある水産業の実現を目指し、海の生産力の回復に取り組むとともに、本県の強みを活かした取組により漁業所得の安定、向上を図る。

(3) 主な取組内容

- ・ 水産資源の持続的な利用を図るため、藻場の再生や栽培漁業の推進等による漁場環境の回復に取り組む。
- ・ 県産水産物の安定供給と漁業所得の安定、向上を図るため、養殖

業の普及や海業の推進等に取り組む。

- ・ 担い手の確保と漁業経営の安定を図るため、漁業の人材育成やスマート水産業の推進等に取り組む。

4 検討体制

- (1) 学識経験者等による審議

神奈川県水産審議会において審議する。

- (2) その他

必要に応じて市町村、関係団体へのヒアリング等を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月 環境農政常任委員会へ骨子案を報告

12月 環境農政常任委員会へ素案を報告

県民意見募集等を実施

令和7年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告

指針の改定